

第87回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日(木曜日) 午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都中野区中野四丁目10番1号
中野セントラルパーク イースト
栗田工業株式会社 10階会場
(末尾案内図ご参照)

議案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件

株主の皆様へのお知らせ

●株主総会にご出席いただけない株主様は、議決権行使書の郵送またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

—— 議決権行使期限 ——

2023年6月28日(水曜日) 午後5時15分

- 本株主総会では、インターネットによる株主総会ライブ配信も行いますので、ぜひライブ配信もご利用いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会後に開催しておりました株主説明会は、時期を変更して開催させていただきますので、株主総会後の開催はございません。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	第87回定時株主総会招集ご通知	3
	議決権行使についてのご案内	5
	株主総会ライブ配信のご案内	7
株主総会参考書類	第1号議案 剰余金処分の件	9
	第2号議案 定款一部変更の件	10
	第3号議案 取締役8名選任の件	17
	<ご参考> コーポレートガバナンスについて	24
事業報告	1.当社グループの現況に関する事項	28
	2.当社の株式に関する事項	41
	3.会社役員（当社）に関する事項	43
	4.会計監査人の状況	48
連結計算書類	連結財政状態計算書	49
	連結損益計算書	50
計算書類	貸借対照表	51
	損益計算書	52
監査報告	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	53
	会計監査人の監査報告	55
	監査役会の監査報告	57
トピックス	第87期の主な活動	59
	クリタグループのサステナビリティへの取り組み	61

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月より栗田工業の代表取締役社長に就任しました江尻 裕彦でございます。

当社第87回定時株主総会を6月29日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。株主総会の議案および2022年度のクリタグループの活動概要について掲載しておりますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

当社は、2023年4月より新中期経営計画「PSV-27」（Pioneering Shared Value 2027）をスタートいたしました。引き続きステークホルダーの皆様との共創により、企業価値の向上・社会との共通価値の創造に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、当社グループへのご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長

江尻 裕彦



企業理念

「“水”を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」

1. 水の本質を深く、広く探究することによって、水の新しい機能、価値を生み出していく。
2. 多様な技術を駆使した独自のソリューションにより、お客様と社会の信頼を獲得する。
3. 水を通して、社会との共通価値を創造し、持続可能な社会の実現に貢献する。

証券コード 6370

2023年6月9日

(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

東京都中野区中野四丁目10番1号

栗田工業株式会社

代表取締役社長 江尻 裕彦

株主の皆様へ

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第87回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご覧ください。

当社ウェブサイト

https://ir.kurita.co.jp/shareholders_information/shareholder_meeting/index.html



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（栗田工業）または証券コード（6370）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、5～6ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、**2023年6月28日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	中野セントラルパーク イースト 栗田工業株式会社 10階会場 東京都中野区中野四丁目10番1号（末尾案内図ご参照）
3. 目的事項	
報告事項	1. 第87期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第87期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件

4. その他株主総会招集に関する決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ① 事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- (2) 議決権行使書面およびインターネット等による行使が重複した場合には、当社に最後に到達したものを有効といたします。ただし、議決権行使書面とインターネット等による行使が同日に到着した場合は、インターネット等による行使を有効といたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議決権を行使することができる株主以外の方は、ご入場になれません。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の[当社ウェブサイト](#)および[東証ウェブサイト](#)にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎決議の結果は、株主総会終了後、[当社ウェブサイト](#)に掲載、および臨時報告書で開示いたします。決議通知は、書面でお送りしませんので、ご了承ください。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

<株主の皆様へのお願い>

- 株主総会へのご出席につきましては、新型コロナウイルスの感染状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、ご判断いただけますようお願い申し上げます。

<会場における対応のご案内>

- 体調がすぐれないように見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 当社の役員・運営スタッフは、あらかじめ体調を十分確認したうえで参加することといたします。なお、運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、**以下の1)、2)、3)の行使方法**をご参照いただきご行使くださいますようお願い申し上げます。

1) 株主総会へのご出席



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時：2023年6月29日(木曜日)午前10時

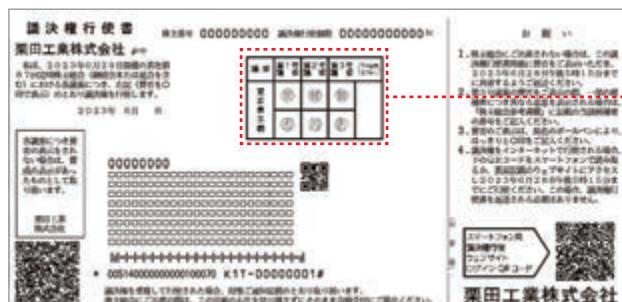
2) 郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

行使期限：2023年6月28日(水曜日)午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法



※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

▶ こちらの、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印を
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印を

第3号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印を
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印を
- ▶ 一部の候補者を：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される場合 反対される候補者の番号を右枠内にご記入ください。

ご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

- ①証券会社に口座をお持ちの株主様：お取引のある証券会社
- ②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）：
三井住友信託銀行 証券代行事務センター【電話】0120-782-031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

議決権行使のお取り扱いについて

- 議決権の行使期間は、株主総会開催日の前日の2023年6月28日（水曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
 - 複数回、議決権行使をされた場合は、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - 議決権行使書面とインターネット等による行使の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- なお、議決権行使書面とインターネット等による議決権行使が同日に到着した場合は、インターネット等による行使を有効といたします。

3) インターネット

パソコン、スマートフォンにより行使期限までに議決権をご行使ください。

行使期限：2023年6月28日(水曜日)午後5時15分受付分まで

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル[電話]0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

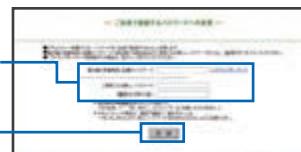


- 1 当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net/> にアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力し、新しいパスワードに変更してください。

「議決権行使コード」を
入力
「ログイン」を
クリック



「パスワード」を
入力
「登録」を
クリック

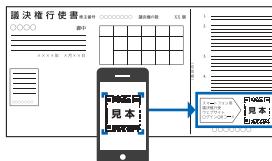


- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」



- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



(注) [QRコード]は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り有効です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

(注) QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会ライブ配信のご案内

ご来場いただけない株主様が株主総会の模様をご視聴いただけるよう、当日はインターネットによるライブ配信を実施いたします。以下の手順をご確認のうえ、ぜひ当日の配信をご覧ください。

配信日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時から株主総会終了時まで

※配信ページは株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

※当日ご来場の株主様のプライバシーに配慮し、ライブ配信の映像は、議長席および役員席付近のみとさせていただきます。

ご視聴方法

① パソコン、スマートフォン、タブレット端末より、以下のURLへアクセスしてください。

<https://v.sokai.jp/6370/2023/kurita/>

※当社ウェブサイトからもアクセスいただけます。

「ウェブサイト (HOME)」 → 「株主・投資家情報」 → 「株主情報」 → 「株主総会」



② ログイン画面にID（株主番号）とパスワード（お届出ご住所の郵便番号）を入力し、サイト規約をご確認のうえ、ログインボタンをクリックしてください。

ID（株主番号）について
議決権行使書用紙に記載のある半角数字9桁の番号をご入力ください。

株主番号
メモ欄

パスワード（郵便番号）について
入力されるお住まいの郵便番号は、議決権行使書用紙に記載のある株主様ご住所の郵便番号をハイフンを除いた半角数字7桁でご入力ください。

③ 株主様専用ページの「ライブ配信のご視聴」をクリックし、公開【2023年6月29日（木曜日）午前10時】までお待ちください。（30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能となります。）

※時間になっても開始されない場合は、画面更新ボタンをクリックしてください。

※「視聴テスト」をクリックすることで、視聴環境テストを事前に行っていただけます。

※「当社ウェブサイト」をクリックすることで、「第87回定時株主総会招集ご通知」をご確認いただけます。



ライブ配信に関するご注意事項

- ライブ配信は、会社法上の株主総会の会場ではございませんので、ライブ配信内での議決権行使および質問等はできません。
- 議決権行使は、あらかじめ議決権行使書用紙の返送または、インターネット等で事前に行使用いただきますようお願い申し上げます。ライブ配信ご視聴の際に、IDとなる「株主番号」とパスワードとなる「郵便番号」の入力が必要です。書面により議決権行使いただく場合は、議決権行使書用紙を投函する前に必ず「株主番号」と「郵便番号」をお手元にお控えください。
- ライブ配信のご視聴は株主様本人のみに限定させていただきます。IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご利用される機器やインターネットの通信環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ライブ配信をご視聴いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

事前質問のご案内

株主様専用ページにおいて、株主様から事前にご質問をお受けします。

受付期間

2023年6月9日（金曜日）午前9時～2023年6月20日（火曜日）午後6時

※事前質問受付期限：2023年6月20日（火曜日）午後6時まで

受付方法

- ① 株主様専用ページの「事前質問」をクリックしてください。
※株主様専用ページへのアクセス、ログイン方法は前頁のご視聴方法①、②をご参照ください。
- ② 受付フォームより該当するカテゴリを選択のうえ、ご質問をご入力ください。

事前質問に関するご注意事項

- ご意見・ご質問は1問のみとさせていただきます。内容は簡潔・具体的をお願いします。
- 株主の皆様のご関心の高い項目については、本株主総会の中でご紹介させていただく予定ですが、全てのご質問への回答をお約束するものではありません。また、株主様への個別のご回答はいたしかねますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

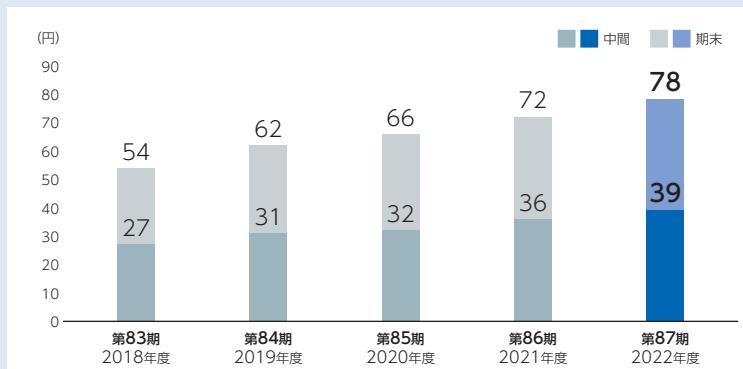
当社は、株主の皆様への安定配当の継続を基本方針としております。連結配当性向は30%から50%を目安とし、毎年の業績推移に柔軟に対応するため、直近5年間通算での連結配当性向により判断し、増配を継続して株主還元を努めたいと考えております。

当期の期末配当金につきましては、1株につき3円増配の39円とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当金として1株につき3円増配の39円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり78円、連結配当性向は43.5%となります。

- | | | |
|---------------------------------|-------------------|------------------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 | |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 | 当社普通株式1株につき
総額 | 金39円
4,393,178,868円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2023年6月30日 | |

〈ご参考〉 1株あたり配当金額の推移



2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりとしたいと存じます。

- | | | |
|----------------------|---------|----------------|
| (1) 増加する剰余金の項目およびその額 | 別途積立金 | 9,000,000,000円 |
| (2) 減少する剰余金の項目およびその額 | 繰越利益剰余金 | 9,000,000,000円 |

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、当社グループのさらなる持続的な成長と企業価値向上に向け、経営の執行と監督の明確な分離を行い、経営の監督機能、業務執行機能それぞれの強化による、より実効的で透明性の高いコーポレートガバナンス体制の確立を目指すため、指名委員会等設置会社へ移行することとしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会および報酬委員会ならびに執行役に関する条項の新設、監査役および監査役会に関する条項の削除等所要の変更を行うものであります。

その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、第27条（取締役の責任免除）、第34条（執行役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

本議案に係る定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1～3条 （条文省略）</p> <p>第4条 （機関） 当社は次の機関を置く。</p> <p>1. <u>株主総会</u></p> <p>2. <u>取締役</u></p> <p>3. <u>取締役会</u></p> <p>4. <u>監査役</u></p> <p>5. <u>監査役会</u></p> <p>6. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 （条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1～3条 （現行どおり）</p> <p>第4条 （機関） 当社は、<u>指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u></p> <p>3. <u>執行役</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 （現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6～8条 （条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6～8条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11～12条 (条文省略)</p> <p>第13条 (株主総会の議長) 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序によって、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第14～16条 (条文省略)</p> <p>第17条 (株主総会の議事録) 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項はこれを議事録に記載し、議長および出席取締役が記名押印する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11～12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (招集者および議長) 1. 株主総会は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序によって、他の取締役がこれにあたる。 2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役または執行役がこれにあたる。当該取締役または執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序によって、他の取締役または執行役がこれにあたる。</p> <p>第14～16条 (現行どおり)</p> <p>第17条 (株主総会の議事録) 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項はこれを議事録に記載または記録する。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>第19条 (取締役の選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する。 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によってこれを定める。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によってこれを定める。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第20条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)
<p>第21条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを選定する。</u></p> <p><u>取締役会の決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第21条 (役付取締役)</p> <p>取締役会の決議によって役付取締役を選定することができる。</p>
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
<p>第23条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第23条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は報酬委員会の決議によって定める。</p>
<p>第24条 (取締役会の招集)</p> <p>取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急やむを得ないときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなくこれを開催することができる。</p>	<p>第24条 (取締役会の招集)</p> <p>取締役会を招集するには各取締役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急やむを得ないときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなくこれを開催することができる。</p>
(新 設)	<p>第25条 (取締役会の決議の省略)</p> <p><u>当社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(新 設)	<p>第27条 (取締役の責任免除)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</u></p>
第26条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	(削 除)
<p><u>第27条 (監査役の数)</u> <u>当会社の監査役は3名以上とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第28条 (監査役の選任)</u> <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> <u>前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第29条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第30条 (補欠監査役の選任)</u> <u>当会社は法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u> <u>補欠監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 (監査役会の招集)</p> <p><u>監査役会を招集するには各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急やむを得ないときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなくこれを開催することができる。</u></p> <p>第34条 (監査役会規則)</p> <p><u>監査役会に関する事項については本定款のほか監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第35条 (社外監査役の責任限定)</p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</p> <p>第29条 (員数および選定方法)</p> <p>1. <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会は、取締役3名以上で組織し、各委員会の過半数は社外取締役とする。</u></p> <p>2. <u>各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>第30条 (委員会の運営等)</p> <p><u>各委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、取締役会の決議によって定める各委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 執行役</p> <p>第31条 (執行役の員数と選任)</p> <p>1. 当社の執行役は1名以上とする。</p> <p>2. 執行役は取締役会の決議によって選任する。</p> <p>第32条 (執行役の任期)</p> <p>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</p> <p>第33条 (代表執行役および役付執行役)</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、役付執行役を選定することができる。</p> <p>第34条 (執行役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</p> <p>第35条 (執行役の報酬等)</p> <p>執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36～37条 (条文省略)</p> <p>第38条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第36～37条 (現行どおり)</p> <p>第38条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は取締役会が決定した取締役が監査委員会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39～42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第39～42条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 (社外監査役の責任限定に関する経過措置)</u></p> <p style="text-align: center;">第87回定時株主総会終結前の社外監査役の責任 については、当該株主総会の決議による変更前の定 款第35条の規定はなお効力を有する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、取締役（10名）および監査役（3名）全員が、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当			取締役会出席状況	取締役在任年数 (本株主総会終結時)
1	かど た みち や 門田 道也	代表取締役会長	—	再任	100% (13回/13回)	9年
2	え じり ひろ ひこ 江尻 裕彦	代表取締役社長	—	再任	100% (13回/13回)	7年
3	しろ で しゅう じ 城出 秀司	取締役	経営管理本部長	再任	100% (13回/13回)	2年
4	む とう ゆき ひこ 武藤 幸彦	監査役	—	新任	100%※1 (13回/13回)	1年※2
5	こ ばやし けん じろう 小林 賢次郎	社外監査役	—	新任	100%※1 (13回/13回)	—
6	た なか けい こ 田中 径子	社外取締役	—	再任	100% (13回/13回)	4年
7	みや ざき まさ ひろ 宮崎 正啓	社外取締役	—	再任	100%※3 (10回/10回)	1年
8	たか やま よし こ 高山 与志子	—	—	新任	—	—

※1 当社は、当期において、取締役会を13回開催しております。なお、武藤幸彦および小林賢次郎の両氏の取締役会への出席状況については、監査役として取締役会に出席した状況を記載しています。

※2 武藤幸彦氏は、現在当社の監査役であります。過去に取締役に就任していたことから、取締役在任年数は、通算1年となります。

※3 宮崎正啓氏の取締役会への出席状況については、2022年6月29日の取締役就任以降の状況を記載しています。

新任	新任取締役候補者	再任	再任取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立	東京証券取引所の定めに基づく独立役員
----	----------	----	----------	----	----------	----	--------------------

候補者番号

1

かど た みち や
門 田 道 也

(1959年2月16日生・満64歳)

再任



▶ 略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 当社入社	2013年 6月 当社執行役員
2006年 4月 経営企画室業務革新部長	2014年 6月 当社取締役
2008年 4月 監査室長	2014年 6月 管理本部長
2012年 4月 管理本部財務経理部長	2016年 4月 当社代表取締役社長
	2023年 4月 当社代表取締役会長(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

門田道也氏は、財務経理等の内務部門の要職を中心とした経歴を持ち、2016年に当社の代表取締役に就任しました。就任後は、企業価値向上に向け、確固たる収益基盤の構築として、DXの加速を通じた社会への提供価値を起点とするビジネスプロセスの変革・ビジネスモデルの変容、M&Aを活用したグローバルな事業基盤の整備、コーポレートガバナンス改革の推進などに取り組みました。当社グループの経営を牽引した経験から、当社グループを熟知しており、取締役会における質の高い議論と監督機能強化への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数
27,300株

取締役在任年数
9年
(本総会終結時)

取締役会出席状況
100%(13回/13回)

候補者番号

2

え じり ひろ ひこ
江 尻 裕 彦

(1962年10月6日生・満60歳)

再任



▶ 略歴、当社における地位および担当

1985年 4月 当社入社	2016年 6月 当社取締役
2005年 4月 クリタ・ヨーロッパ GmbH 代表	2018年 4月 グループ生産本部長
2011年 4月 ケミカル事業本部第二部門 コンビナート営業部長	2019年 4月 当社常務取締役
2013年 6月 ケミカル事業本部事業管理部長	2020年 4月 グループ生産本部長 兼 プラント事業管掌
2014年 4月 当社執行役員	2021年 6月 当社代表取締役専務
2014年 6月 ケミカル事業本部営業第一部門長	2022年 4月 国内営業本部長 兼 ケミカル事業管掌
2016年 4月 経営企画室長	2023年 4月 当社代表取締役社長(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

江尻裕彦氏は、水処理薬品事業の営業部門での長年にわたる経験から、市場と現場に対する豊富な知見を有しています。2016年の取締役就任以降、当社グループの事業領域の拡大や収益構造の変革の推進をはじめとし、生産プロセスにおけるDXの活用等による生産効率の改善や製品品質の向上、生産体制の変革を推進しました。水処理事業に精通した社長が取締役を兼任することにより、執行に関わる状況の適切な共有を図るとともに、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数
17,300株

取締役在任年数
7年
(本総会終結時)

取締役会出席状況
100%(13回/13回)

候補者
番号

3

し ろ で し ゅ う じ
城 出 秀 司

(1959年10月5日生・満63歳)

再 任



所有する当社の株式数

10,000株

取締役在任年数

2年

(本総会終結時)

取締役会出席状況

100%(13回/13回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

2016年 1月 当社入社
管理本部 本部長補佐
2018年 4月 当社執行役員
2018年 4月 経営企画本部副本部長

2019年 4月 経営管理本部副本部長
2021年 6月 当社取締役(現任)
2021年 6月 経営管理本部長(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

城出秀司氏は、グローバルに展開する企業集団での、海外駐在を含む豊富な経験と、財務、税務および会計に関する高い専門性を有しています。2020年からは財務担当役員としてグループの財務経理機能の基盤強化に取り組んでいます。執行の中核を担う財務担当役員が取締役を兼任することにより、高い専門性を活かした取締役会の監督機能強化への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

む と う ゆ き ひ こ
武 藤 幸 彦

(1959年6月19日生・満64歳)

新 任



所有する当社の株式数

9,500株

取締役在任年数

1年^{※1}

(本総会終結時)

※1 通算の取締役在任年数を記載しています。

取締役会出席状況

100%(13回/13回)^{※2}

※2 監査役として取締役会に出席した状況を記載しています。

▶ 略歴、当社における地位および担当

1991年10月 当社入社
2005年 6月 管理本部財務経理部長
2012年 4月 管理本部人事厚生部長
2014年 4月 管理本部総務部長
2016年 4月 当社執行役員

2018年 4月 グループ管理本部長
2018年 6月 当社取締役
2019年 4月 経営管理本部副本部長
2019年 6月 当社監査役(常勤)(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

武藤幸彦氏は、財務、経理、人事部門の要職を歴任し、経営管理分野に関する豊富な知識・経験を有しています。2018年に当社取締役、2019年に監査役に就任し、当社グループのガバナンス、内部統制および監査分野に精通しています。当社グループへの深い理解と監査分野における専門性を活かし、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

こばやし けんじ しょう
小林 賢次郎

(1953年10月1日生・満69歳)

新任

社外

独立



▶ 略歴、当社における地位および担当

1977年 4月	日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行)入行	2007年 4月	同社執行役員 経営戦略本部 本部長
2002年 4月	株式会社日本政策投資銀行 新規事業部長	2008年 4月	横浜市 共創推進事業本部 担当部長
2004年 7月	CITIC Provident Management Ltd. マネージングダイレクター	2010年11月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 代表取締役副社長
2006年 6月	ジョンソンディパーシー株式会社(現 シーバイエス株式会社) 執行役員経営戦略企画室長	2013年 5月	同社取締役
		2016年 6月	当社社外監査役(常勤)(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

所有する当社の株式数
4,600株

取締役在任年数

(本総会最終時)

取締役会出席状況
100%(13回/13回)*

* 監査役として取締役会に出席した状況を記載していません。

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小林賢次郎氏は、当社グループの事業と異なる分野で活躍し、財務、経営企画、新事業開発、M&A等の高い専門性と豊富な国際経験を有しています。これらの専門性と経験を活かし、2016年以降、当社の社外監査役として質の高い監査を実施してきました。社外の視点から、当社の経営の合理性・透明性を高めるとともに、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できると考え、社外取締役候補者となりました。

▶ 社外取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会最終の時をもって7年となります。
- ・ 同氏が過去に執行役員として在籍していたジョンソンディパーシー株式会社(現 シーバイエス株式会社)および取締役として在籍していたジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社は当社の取引先ではありません。
- ・ 当社は、本議案が承認可決された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する額としております。
- ・ 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。



▶ 略歴、当社における地位および担当

1984年 4月 日産自動車株式会社入社
 2011年 4月 ジヤトコ株式会社出向
 2013年 4月 同社執行役員待遇
 2014年 9月 日産自動車株式会社、
 ジヤトコ株式会社退職
 2014年10月 駐ウルグアイ特命全権大使就任
 2018年 4月 株式会社日産フィナンシャルサービス
 執行役員

2019年 6月 当社社外取締役(現任)
 2020年 4月 日本ハム株式会社 サステナビリティ委員会
 外部識者委員(現任)
 2022年 4月 株式会社日産フィナンシャルサービス
 常務執行役員

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

田中徑子氏は、当社グループと異なる事業分野で活躍し、広報やマーケティングに深い造詣を有するとともに、ウルグアイにおいて特命全権大使を務めた経験も有しています。社外の視点から意見を述べることで、当社の経営の合理性・透明性を高めるとともに、幅広い知識と国際経験を活かし、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できると考え、社外取締役候補者となりました。

▶ 社外取締役候補者に関する特記事項

- ・日本ハム株式会社は当社の取引先ですが、その取引額は当社の連結売上高の0.1%未満であり、主要な取引先には該当しません。また、株式会社日産フィナンシャルサービスと当社との取引実績はありません。
- ・当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する額としております。本議案が承認可決され、同氏が再任された場合、同契約を継続する予定であります。
- ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

所有する当社の株式数
1,000株

取締役在任年数
4年
(本総会最終時)

取締役会出席状況
100%(13回/13回)



所有する当社の株式数
100株

取締役在任年数
1年

(本総会最終時)

取締役会出席状況
100%(10回/10回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1977年 4月	日製産業株式会社 (現 株式会社日立ハイテク)入社	2014年 4月	株式会社日立ハイテクノロジーズ (現 株式会社日立ハイテク)執行役専務 経営戦略本部長
2007年 4月	株式会社日立ハイテクノロジーズ (現 株式会社日立ハイテク)執行役 西日本支社長 兼 関西支店長	2015年 4月	同社代表執行役 執行役社長
2010年 4月	日立ハイテクノロジーズアメリカ会社 (現 日立ハイテクアメリカ会社)社長	2015年 6月	同社代表執行役 執行役社長 兼 取締役
		2021年 4月	株式会社日立ハイテク 相談役
		2022年 6月	当社社外取締役(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮崎正啓氏は、電子産業を中心にグローバルに展開する企業集団において、代表執行役社長等の要職を国内外で歴任した経験を有しています。企業経営およびグローバルビジネスにおける豊富な経験を活かして、社外の視点から当社グループの経営の合理性・透明性を高めるとともに、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できると考え、社外取締役候補者となりました。

▶ 社外取締役候補者に関する特記事項

- ・株式会社日立ハイテクは当社の取引先ですが、その取引額は当社の連結売上高の0.1%未満であり、主要な取引先には該当しません。
- ・当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する額としております。本議案が承認可決され、同氏が再任された場合、同契約を継続する予定であります。
- ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。



所有する当社の株式数
0株

取締役在任年数

—

(本総会終結時)

取締役会出席状況

—

▶ 略歴、当社における地位および担当

1980年 4月	アメリカ銀行入社	2015年 6月	株式会社オートバックスセブン 社外取締役(現任)
1990年12月	メリルリンチ証券会社 ヴァイスプレジデント	2015年 9月	金融庁・株式会社東京証券取引所 スチュワード シップ・コードおよびコーポレートガバナンス・ コードのフォローアップ会議 委員(現任)
1997年12月	トムソン・ファイナンシャル・インベ スター・リレーションズ シニア・マネージャー	2015年10月	ボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社 代表取締役
1998年12月	同社アジア・パシフィック地域ディレ クター	2022年 1月	日本規格協会 ISO/PC 337 (ジェンダー平等の 推進および実施のガイドライン)国内委員会 日本代表委員(現任)
2001年 6月	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 マネージング・ディレクター	2022年 9月	経済産業省・株式会社東京証券取引所 令和4年度「なでしこ銘柄」選定基準等検討 委員会 委員
2003年 3月	同社マネージング・ディレクター 取締役	2023年 4月	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会 社 副会長(現任)
2010年 6月	International Corporate Governance Network 理事	2023年 4月	ボードルーム・レビュー・ジャパ ン株式会社 取締役(現任)
2010年10月	特定非営利活動法人 日本コーポレート・ ガバナンス・ネットワーク 理事(現任)		

▶ 重要な兼職の状況

株式会社オートバックスセブン 社外取締役
ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 副会長
ボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社 取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高山与志子氏は、国際的な企業におけるIR分野の豊富な経験とスキルおよびコーポレートガバナンスに関する高い専門性を有しています。複数の企業における経営経験に裏打ちされた広い見識から、当社グループのガバナンスに対する意見・提言を通じ、経営の合理性・透明性を高めるとともに、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できると考え、社外取締役候補者となりました。

▶ 社外取締役候補者に関する特記事項

- ・株式会社オートバックスセブン、ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社およびボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社と当社との取引実績はありません。
- ・当社は、本議案が承認可決された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する額としております。
- ・当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

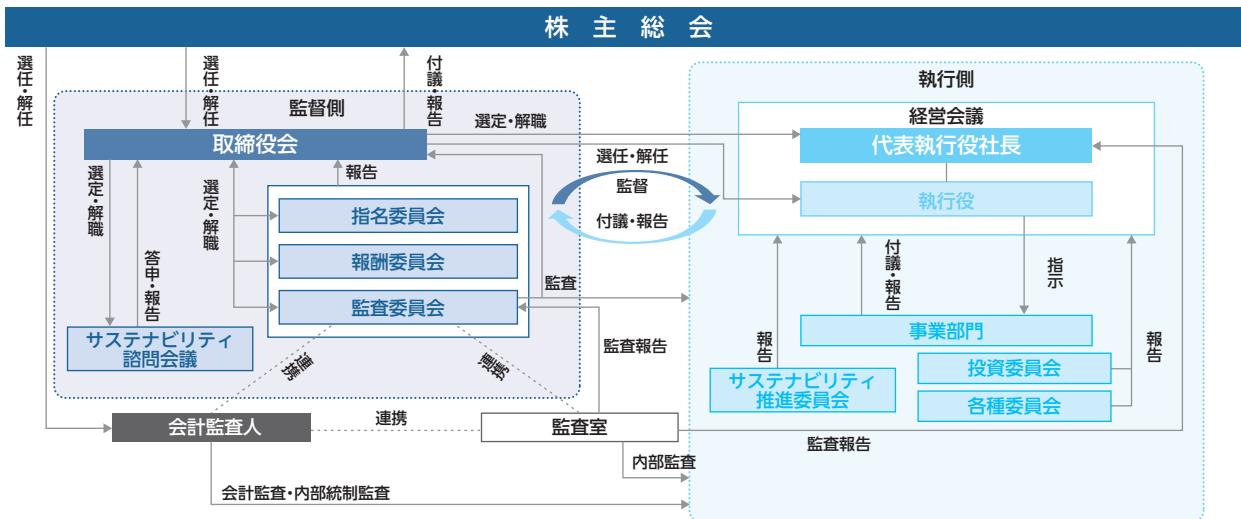
2. 各候補者の年齢は、本総会時のものであります。

3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に関わる請求をうけることによって生ずることのある損害賠償金および訴訟費用等を填補することとしております。ただし、故意または悪意に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

〈ご参考〉コーポレートガバナンスについて

1. 指名委員会等設置会社移行後におけるコーポレートガバナンス体制について

(1) 第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合におけるコーポレートガバナンス体制図



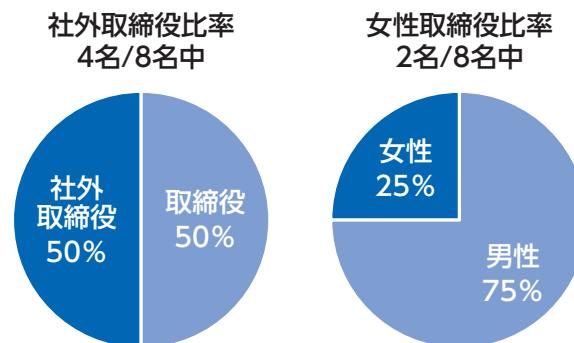
(2) 第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合における各取締役の所属委員会（予定）

候補者番号	氏名	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
1	門田 道也	○	○	
2	江尻 裕彦	○	○	
3	城出 秀司			
4	武藤 幸彦			○
5	小林賢次郎 (社外)	○		◎
6	田中 径子 (社外)	◎	○	
7	宮崎 正啓 (社外)	○	◎	
8	高山与志子 (社外)		○	○

(注) 1. ◎の候補者は、委員会委員長への就任予定者となります。

2. 候補者のうち、江尻裕彦氏は代表執行役社長に、城出秀司氏は執行役常務に、それぞれ就任予定です。

(3) 第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合における社外・女性取締役の各比率



2. 取締役のスキル・マトリックス

企業理念の実現に向けて、当社グループの価値創造ストーリーや中期経営計画等の経営戦略に基づき必要な知識・経験・能力をスキル項目として設定しています。スキル項目は、ガバナンス・マネジメントに必要な基本的な要素と、当社グループが目指す経営の方向性に必要な要素と大きく2つに分けています。なお、当社グループが目指す経営の方向性とは、人材の多様性^{※1}を活かすことで得られる「水に関する知」を駆使し、ソリューションの提供を通じて、社会との共通価値を創造することです。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役およびスキル・マトリックスは次のとおりとなります。

<スキル・マトリックス>

	氏名	ガバナンス・マネジメント			多様性を活かす▶水に関する知を駆使する▶社会価値を創造する					
		企業経営 経営企画	財務・ 会計	法務・ 人事	人権	グローバル	現場理解と 課題解決 ^{※2}	開発・技術 ・生産	DX	環境
取締役	門田 道也	●	●	●	●	●	●			●
	江尻 裕彦	●			●	●	●	●	●	●
	城出 秀司	●	●			●				●
	武藤 幸彦	●	●	●	●					
	小林賢次郎(社外)	●	●			●				
	田中 径子(社外)	●		●	●	●				
	宮崎 正啓(社外)	●	●	●		●				
高山与志子(社外)	●	●			●					

各取締役が保有する知識・経験のうち強みとする分野に●を、特に期待する分野について●を付しています。

※1 人材に加え、顧客接点や事業領域、事業展開地域・国、技術領域等、当社グループの競争優位の源泉となる「多様な現場接点」を形成する要素の多様さを意味します。

※2 当社グループは、世界の様々なお客様の「現場」で、水を起点とした課題にソリューションを提供しています。「多様な現場接点」で、お客様の課題に真摯に向き合うことで蓄積した情報・データを「水に関する知」として活用し、当社グループにしかできないソリューションを創出していくことが、お客様や社会との共通価値を創造する源泉であると考えています。価値創造につながる現場接点への深い理解と、現場接点における課題解決に徹した経験が、当社において重要な意思決定および業務執行への実効的な監督をするうえで、当社の取締役に必要なスキルであると考えています。

3. 当社の独立性判断基準について

独立社外取締役候補者選定における独立性の判断基準は、独立社外取締役候補者本人またはその近親者^{※1}が次の各号に該当しないこととします。

- a. 現在および過去10年以内の、当社または当社の子会社の業務執行者
- b. 現在および過去1年以内に、当社を主要な取引先とする者^{※2}またはその業務執行者
- c. 現在および過去1年以内の、当社の主要な取引先^{※3}またはその業務執行者
- d. 現在および過去1年以内に、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^{※4}を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- e. 現在の、当社の主要株主^{※5}またはその業務執行者
- f. 現在、社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（ただし本人のみ）
- g. 現在、当社が寄付を行っている先の業務執行者（ただし本人のみ）

※1 「近親者」とは、二親等以内の親族をいいます。

※2 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引における売上高が当該取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいいます。

※3 「当社の主要な取引先」とは、当該取引先との取引における売上高が当社の連結売上高の2%以上を占めるものまたは当該取引先からの借入金額が当社連結総資産の1%以上を占めるものをいいます。

※4 「多額の金銭その他の財産」とは、役員報酬以外の年間1,000万円以上の金銭その他の財産のことをいいます。

※5 「当社の主要株主」とは、当該株主の保有する議決権が当社議決権の10%以上を占めるものをいいます。

なお、取締役候補者の指名に関する方針および手続きについては、当社「コーポレートガバナンスに関する方針」に記載をしておりますので、次項に記載の当社ウェブサイトをご参照ください。

4. コーポレートガバナンスに関する方針

当社および連結子会社（以下「クリタグループ」といい、当社単体の場合は「当社」といいます）は、「“水”を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」という企業理念のもと、水と環境の分野における事業活動を通じて広く社会に貢献することを目指しています。顧客、取引先、従業員、株主、地域社会といったさまざまなステークホルダーの権利や立場を尊重しその期待に応えながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。このために、クリタグループは透明・公正かつ迅速・果断な意思決定ならびに実効性の高い経営の監督の実現を目的として、コーポレートガバナンスの確立に努めていきます。

なお、基本方針および各方針の詳細は、以下の当社ウェブサイトを通じて社外に開示しています。

(https://ir.kurita.co.jp/corporate_governance/governance_policies/index.html)

5. コーポレートガバナンスへの取り組み実績

(1) 指名委員会等設置会社への移行について

当社は、中長期的なあるべきガバナンス体制について検討を重ねた結果、経営の監督機能、業務執行機能それぞれの強化による、より実効的で透明性の高いコーポレートガバナンス体制を構築することを目的として、指名委員会等設置会社への移行を決定しました。新体制へ移行するべく、本株主総会において定款一部変更の議案と新体制における取締役選任議案をお諮りしておりますので、株主総会参考書類10～23ページをご覧ください。

(2) 政策保有株式の縮減について

当社コーポレートガバナンスに関する方針で明示している政策保有株式の縮減に基づき、2022年度は3銘柄の売却（1銘柄の部分売却を含む）を実施しました。

(3) 取締役会の実効性評価について

当社取締役会は、求められる役割や機能をより有効に発揮していくために、取締役会の実効性の分析・評価を毎年実施しています。2022年1月から12月までの1年間における取締役会における評価結果は、全取締役・監査役における自己評価は概ね良好であり、取締役会の実効性は確保されているという結果でした。分野別にみると、「取締役会の運営」が最も高評価であり、次に「社外取締役の機能発揮」、「個々の取締役・監査役への貢献」が続く結果となりました。一方、「取締役会の役割・責務」のうち、DX推進体制の構築および監督に関する項目ならびに「株主との対話」については、相対的に評価が低い結果となりました。評価の詳細、抽出された課題および対応施策等については、以下のとおりです。

(課題)

経営陣が立案した経営の方針に対し取締役会が明確な方向付けを行うとともに、株主・投資家へ重点的に訴求する内容を具体化し対話の質を高める必要がある。

(施策)

以下の施策を通じ、DX推進体制の構築および株主・投資家との建設的な対話の在り方や対話の質の向上に繋げる。

- ①経営陣が検討したデジタル技術を活用したビジネスモデルの変容とビジネスプロセスの変革の内容を取締役会での議論を通じ方向性を明確化する。
- ②株主・投資家の意見、期待も踏まえ、各種戦略によって当社グループが目指す方向性に基づき、取締役および経営陣が自身の管掌領域・専門領域について株主・投資家と対話する機会を設ける。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化や新型コロナウイルスの感染再拡大などにより、サプライチェーンの混乱とともに原材料やエネルギー価格が高騰し、先行きの不透明感が高まりましたが、緩やかな回復が継続しました。

当社グループを取り巻く市場環境は、国内においては、年度前半における半導体不足や原材料の供給不足などにより、製造業の生産活動の一部に弱さが見られたものの、設備投資は持ち直しの動きが継続しました。海外においては、米国・欧州および中国を除くアジア諸国の景気には回復の動きが見られましたが、中国では新型コロナウイルス感染拡大防止のための都市封鎖や行動制限の影響が残り、景気が減速しました。

このような中、当社グループは、中期経営計画「MVP-22」(Maximize Value Proposition 2022)の最終年度となる当期において、社会やお客様への提供価値を起点とした確固たる収益基盤の確立を目指し、節水やCO₂排出削減、廃棄物削減といった環境負荷低減に寄与するCSVビジネスの拡大や、生産性の向上をはじめとするお客様の課題解決に貢献する総合ソリューションの提案に向けた取り組みを強化しました。また、成長基盤の構築に向け、当社グループ内で展開しているサービス契約型ビジネスのベストプラクティスを水平展開するとともに、より幅広いお客様の多様なニーズに対応すべく、本ビジネスのラインナップ拡充にも努めました。コスト構造改善についてはサプライチェーンの最適化に向けた体制の整備を進めるとともに、原材料や物流コスト上昇への対策を進めました。

これらの結果、受注高は374,268百万円(前期比18.7%増)、売上高は344,608百万円(前期比19.6%増)となりました。利益につきましては、事業利益(注)は38,589百万円(前期比17.1%増)、営業利益は29,058百万円(前期比18.7%減)、税引前利益は30,151百万円(前期比0.2%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は20,134百万円(前期比9.0%増)となりました。

当期においては、その他の収益1,564百万円、その他の費用11,095百万円を計上しております。その他の収益は、前期に不動産売却に伴う一時的な利益(固定資産売却益)を計上していたため、前期比で4,555百万円減少しております。その他の費用には、クリタ・アメリカ, Inc.ののれんの減損損失7,646百万円が含まれています。同社ののれんの減損損失は、新型コロナウイルス感染拡大後の水処理薬品市場の変動、物流混乱や物価高騰の影響等を勘案し事業計画を下方修正したこと、および米国におけるインフレ抑制のための政策金利の引き上げに伴う現在価値算定に使用する割引率の上昇により、使用価値が会計上の簿価を下回ったため生じたものです。

また、当期において、米国子会社ペンタゴン・テクノロジーズ・グループ, Inc.の株式を追加取得(100%子会社化)するため、当社は、クリタ・アメリカ・ホールディングス, Inc.の増資を引き受け、払い込みを完了しております。この増資決定後に設定した為替予約によるデリバティブ取引差益を金融収益へ計上したことや、前期において計上したペンタゴン・テクノロジーズ・グループ, Inc.の非支配株主と締結した株式の先渡契約に係る負債の事後測定による金融費用がなくなったことから、税引前利益および親会社の所有者に帰属する当期利益は増益となりました。

(注) 事業利益は、売上高から売上原価ならびに販売費及び一般管理費を控除した恒常的な事業の業績を測る当社グループ独自の指標です。IFRSで定義されている指標ではありませんが、財務諸表利用者にとって有用であると考え、自主的に開示しております。

第87期 業績ハイライト

受注高

〈当期〉 374,268百万円
前期比 **18.7%**増 ↑
〈前期〉 315,240百万円

売上高

〈当期〉 344,608百万円
前期比 **19.6%**増 ↑
〈前期〉 288,207百万円

事業利益

〈当期〉 38,589百万円
前期比 **17.1%**増 ↑
〈前期〉 32,944百万円

営業利益

〈当期〉 29,058百万円
前期比 **18.7%**減 ↓
〈前期〉 35,734百万円

税引前利益

〈当期〉 30,151百万円
前期比 **0.2%**増 ↑
〈前期〉 30,079百万円

親会社の所有者に帰属する当期利益

〈当期〉 20,134百万円
前期比 **9.0%**増 ↑
〈前期〉 18,471百万円

ROE

〈当期〉 7.1%
前期比 **0.1**ポイント増 ↑
〈前期〉 7.0%

(2) 当社グループの事業別の状況

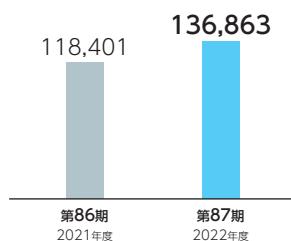


水処理薬品事業

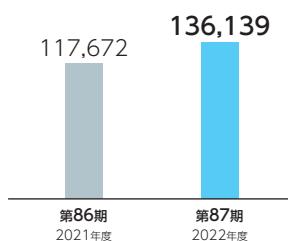
受注高	136,863	百万円	(前期比 15.6%増)
売上高	136,139	百万円	(前期比 15.7%増)
事業利益	16,286	百万円	(前期比 19.8%増)
営業利益	7,606	百万円	(前期比 47.8%減)



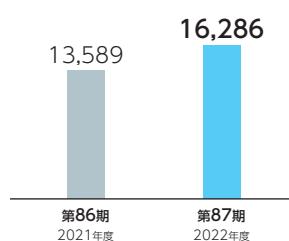
受注高 (単位: 百万円)



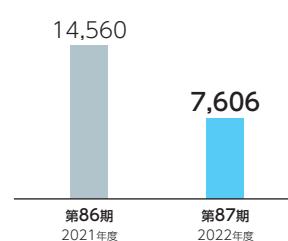
売上高 (単位: 百万円)



事業利益 (単位: 百万円)



営業利益 (単位: 百万円)



国内では、半導体不足などの原材料の供給制約により一部顧客の工場稼働に影響があったものの、値上げの取り組みに加え、顧客の環境負荷やコスト低減に効果のあるサービス契約型案件の提案活動などに注力した結果、受注高・売上高は、ともに増加しました。海外では、CSVビジネス等の付加価値の高いサービスの展開による成果に加え、原材料価格や物流コストの上昇を受けた値上げの取り組み、円安が進んだことに伴う海外子会社の円換算額の増加もあり、受注高・売上高は、ともに増加しました。この結果、当社グループの水処理薬品事業全体の受注高は136,863百万円（前期比15.6%増）、売上高は136,139百万円（前期比15.7%増）となりました。

利益につきましては、主に増収効果が原材料価格や物流コストの上昇などによる費用増加を吸収したことから、事業利益は16,286百万円（前期比19.8%増）となりましたが、営業利益はフリタ・アメリカ、Inc.ののれんの減損損失7,646百万円の計上があり、7,606百万円（前期比47.8%減）となりました。

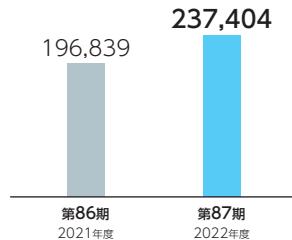


水処理装置事業

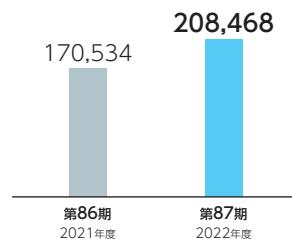
受注高	237,404	百万円	(前期比 20.6%増)
売上高	208,468	百万円	(前期比 22.2%増)
事業利益	22,378	百万円	(前期比 15.4%増)
営業利益	21,526	百万円	(前期比 1.7%増)



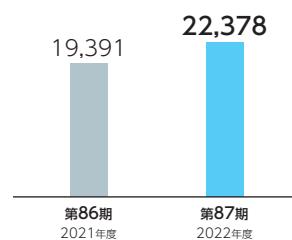
受注高 (単位: 百万円)



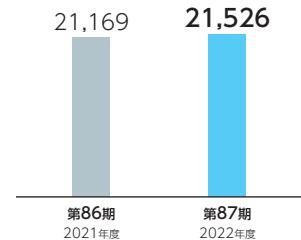
売上高 (単位: 百万円)



事業利益 (単位: 百万円)



営業利益 (単位: 百万円)



国内では、電子産業分野向けの水処理装置の受注高は、前期の大型案件の受注計上の反動で大幅な減少となったものの、高い水準での受注計上となりました。売上高は、受注残からの売上計上などにより大幅に増加しました。同分野向けのメンテナンス・サービスの受注高・売上高は、顧客の工場稼働率が堅調に推移したことを背景とした、増設および消耗品交換などの修繕案件の受注・売上計上により、ともに増加しました。一般産業分野向けの水処理装置の受注高は、前期の大型案件の受注取消があったことにより増加しましたが、売上高は減少しました。同分野向けのメンテナンス・サービスは、メンテナンス需要回復により、受注高・売上高ともに増加しました。電力分野向け水処理装置の受注高・売上高は、減少しました。土壌浄化の受注高は減少しましたが、売上高は中小規模の案件の需要を取り込み、増加しました。海外では、円安が進んだことに伴う海外子会社の円換算額の増加に加え、東アジアの電子産業向けの水処理装置の大型案件の受注・売上計上により、受注高・売上高ともに増加しました。なお、超純水供給事業の国内および海外を合わせた売上高は、当期に開始した契約案件の売上貢献もあり、増収となりました。

これらの結果、当社グループの水処理装置事業全体の受注高は237,404百万円（前期比20.6%増）、売上高は208,468百万円（前期比22.2%増）となりました。利益につきましては、主に、売上高の増加が材料・部品調達に係る費用増加などを吸収し、事業利益は22,378百万円（前期比15.4%増）となり、営業利益は21,526百万円（前期比1.7%増）となりました。

【当社グループの事業別受注高・売上高】

事業	受注高		売上高	
	金額	前期比	金額	前期比
水処理薬品事業	136,863百万円	15.6%増	136,139百万円	15.7%増
水処理装置事業	237,404百万円	20.6%増	208,468百万円	22.2%増
合計	374,268百万円	18.7%増	344,608百万円	19.6%増

【当社の事業別受注高・売上高】

事業	受注高		売上高	
	金額	前期比	金額	前期比
水処理薬品事業	29,633百万円	7.2%減	29,926百万円	6.0%減
水処理装置事業	109,767百万円	7.2%増	104,120百万円	15.4%増
合計	139,401百万円	3.8%増	134,046百万円	9.8%増
上記のうち輸出	8,245百万円	140.1%増	4,809百万円	25.9%増

(3) 設備投資の状況

当社グループは、総額46,628百万円（前期比19,765百万円減）の設備投資を行いました。

内訳につきましては、水処理薬品事業で6,374百万円（前期比4,468百万円減）、水処理装置事業で超純水供給事業用の設備などに40,254百万円（前期比15,297百万円減）の設備投資を行いました。

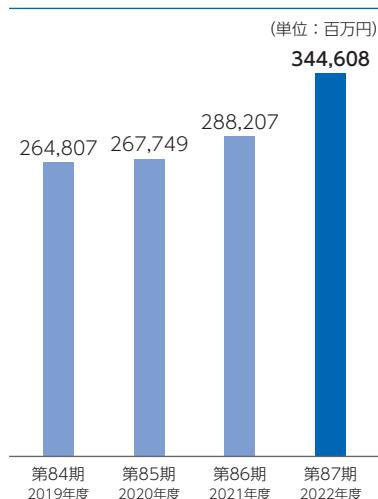
(4) 資金調達の状況

当社は、2022年5月26日に第2回無担保社債10,000百万円の発行を行いました。また、当期において金融機関からの長期借入10,000百万円があります。

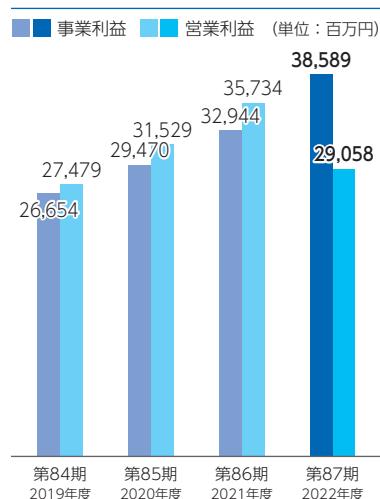
(5) 損益および財産の状況の推移

1) 当社グループ

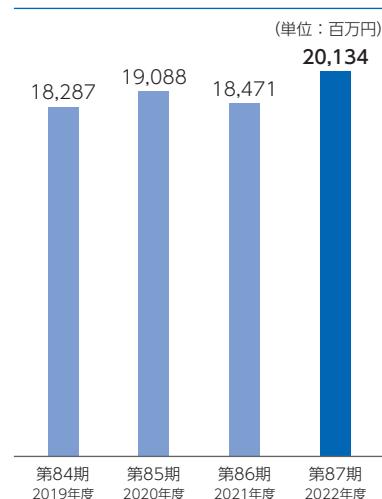
売上高



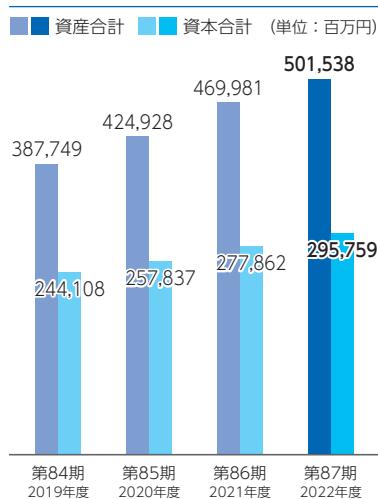
事業利益／営業利益



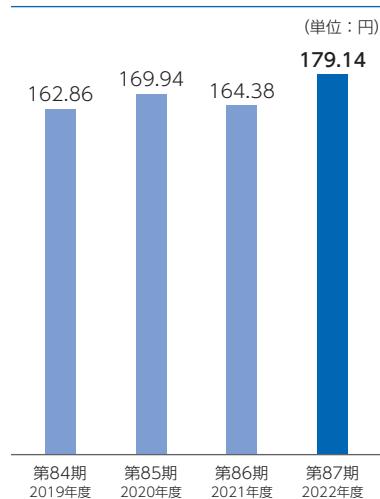
親会社の所有者に帰属する当期利益



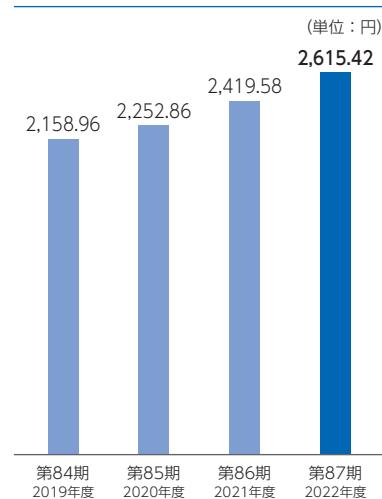
資産合計／資本合計



基本的1株当たり当期利益



1株当たり親会社所有者帰属持分



	区 分	第84期 2019年度	第85期 2020年度	第86期 2021年度	第87期 2022年度
		IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
損益の状況	受 注 高 (百万円)	259,545	262,341	315,240	374,268
	売 上 高 (百万円)	264,807	267,749	288,207	344,608
	事 業 利 益 (百万円)	26,654	29,470	32,944	38,589
	営 業 利 益 (百万円)	27,479	31,529	35,734	29,058
	税 引 前 利 益 (百万円)	26,691	29,150	30,079	30,151
	親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	18,287	19,088	18,471	20,134
	基本的1株当たり当期利益 (円)	162.86	169.94	164.38	179.14
財産の状況	資 産 合 計 (百万円)	387,749	424,928	469,981	501,538
	資 本 合 計 (百万円)	244,108	257,837	277,862	295,759
	1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	2,158.96	2,252.86	2,419.58	2,615.42
会社数	連 結 子 会 社 (社)	62	67	70	69
	持 分 法 適 用 会 社 (社)	9	5	5	5

- (注) 1. 第84期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。
2. 基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
4. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式244千株（取締役に対する業績連動型株式報酬信託分）を含めております。

2) 当社

	区 分	第84期 2019年度	第85期 2020年度	第86期 2021年度	第87期 2022年度
		日本基準	日本基準	日本基準	日本基準
損益の状況	受 注 高 (百万円)	117,643	114,018	134,318	139,401
	売 上 高 (百万円)	121,467	117,557	122,064	134,046
	営 業 利 益 (百万円)	12,821	10,096	9,907	8,881
	経 常 利 益 (百万円)	17,791	16,171	16,469	19,763
	当 期 純 利 益 (百万円)	14,907	10,769	24,289	21,946
	1株当たり当期純利益 (円)	132.75	95.87	216.16	195.26
財産の状況	総 資 産 額 (百万円)	321,035	342,539	362,718	396,407
	純 資 産 額 (百万円)	222,772	230,709	242,699	251,988
	1株当たり純資産額 (円)	1,983.79	2,053.64	2,159.62	2,241.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式244千株（取締役に対する業績連動型株式報酬信託分）を含めております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2018年4月より5カ年の中期経営計画「MVP-22」に取り組み、品質とスピードを飛躍的に高めた新しいビジネスプロセスの変革と、顧客価値および社会との共通価値を創造・提供するビジネスモデルへの変容を加速することで、高い収益性と成長力ならびに社会課題の解決力を備えたグループになることを目指してきました。この結果、買収効果も併せ海外を中心に売上高は伸長しました。利益面では、目標としていた売上高事業利益率15%は未達となったものの、サービス契約型ビジネスの拡大や低収益事業からの撤退等により収益性は着実に改善しました。一方でビジネスモデルの変容については、全ての事業において従来のモノ売りから価値提供型のサービスへの転換を進め、サービス契約型ビジネスの拡大は着実に進展したものの、市場特性を踏まえた柱となる新たなビジネスモデルの創出・提供には至らずに課題を残しました。

これらを踏まえて、2023年度からスタートした新中期経営計画「PSV-27」(Pioneering Shared Value 2027)の策定にあたっては、企業ビジョンを「持続可能な社会の実現に貢献する『水の新たな価値』の開拓者」に改め、経営戦略の中核を、これまでの「CSR (Corporate Social Responsibility)」から「サステナビリティ」へと拡大し、企業活動と自然環境や社会システムが相互に影響し合った持続的な成長を指向しました。本計画では、顧客を取り巻く事業環境や顧客にとっての競争優位性など、市場特性を一層深く考察したうえで、市場ごとに付加価値の高い製品・サービスをスピード感をもって展開していきます。また、ビジネスモデルの変容・ビジネスプロセスの変革によるサービス事業の多様化と深化、社会価値起点のビジネスを強化することで、顧客層や既存顧客との現場接点を拡大し、収益性の向上を目指します。



新中期経営計画「PSV-27」 (Pioneering Shared Value 2027)

■期間：2023年4月～2028年3月

■基本方針

人材・技術・しゅみを磨き上げ、圧倒的なスピードと課題解決力で、期待を超える価値を切り拓く。

■当社グループのマテリアリティ (重要課題)

当社グループは経営戦略の中核を、「CSR」から「サステナビリティ」に広げていきます。PSV-27計画では、自然環境や社会システムの中に企業活動を位置づけ、それらとの相互影響を踏まえた持続的な成長を指向するとともに、企業ビジョン実現に向けたサステナビリティに関する重要課題を「クリタグループのマテリアリティ」として定め、以下のテーマに重点的に取り組みます。

<共通価値テーマ>

- ・水資源の問題解決
- ・脱炭素社会実現への貢献
- ・循環型経済社会構築への貢献

<基礎テーマ>

- ・革新的な製品・技術・ビジネスモデルの開発と普及
- ・戦略的な人材育成と活用
- ・高い品質と安全性の製品・サービスの提供
- ・人権を尊重した事業活動
- ・公正な事業活動

■業績目標 (2028年3月達成目標)

売上高	: 4,500億円
売上高事業利益率	: 16%
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)	: 12%以上
投下資本利益率 (ROIC)	: 10%以上

■重点施策

1) 電子産業への重点化

超純水供給事業で蓄積した「水に関する知」をバリューチェーン全体で活用し、併せて営業・設計・調達の変革を実現することにより、圧倒的なスピードで深い顧客理解に基づくソリューションを提供し、世界の電子産業市場に対する事業展開を加速していきます。

2) 多様な産業を通じた社会との共通価値の創出とグローバル展開

各国・地域の顧客動向やニーズを一元的に把握し、CSVビジネスをはじめとした社会との共通価値を創出するソリューションをグローバルに展開します。また、サーキュラーエコノミーの視点で、企業と企業、企業と地域をつなげるソリューションを開発し提供していきます。

3) 社会課題を解決するイノベーションの推進

CO₂排出削減、節水、資源循環などで社会に貢献する新たな領域の開発に中長期的な視点で取り組みます。また、外部機関との協業を推進し、新たな領域で確固たる競争優位性を確立していきます。

4) 技術立社としての基盤強化

技術立社を支える多様な分野の人材の獲得と育成を強化するとともに、世界の知財のビッグデータを駆使し、イノベーションや事業の方向付けを行います。また、デジタル技術を駆使した「水に関する知」の蓄積と利活用を進めていきます。

5) グループ経営基盤のさらなる強化

当社の経営体制を変革し、コーポレートガバナンスの水準を一層高めていきます。また、多様な人材の育成と活躍の支援によるエンゲージメントの向上、生産プロセスの変革とサプライヤーとの共存共栄に基づく強固なサプライチェーンの構築、デジタル技術の早期確立と業務プロセスの変革によるデータドリブンな経営に取り組んでいきます。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは創業以来、「水と環境」に関するさまざまな事業活動を通して、産業、社会の発展と環境保全に貢献してきました。

当社グループの各事業における主要な製品は次のとおりです。

事業	主要製品
水処理薬品事業	ボイラ薬品、冷却水薬品、空調関係水処理薬品、石油精製・石油化学向けプロセス薬品、紙・パルプ向けプロセス薬品、鉄鋼向けプロセス薬品、船舶関連水処理薬品、排水処理薬品、汚泥脱水処理薬品、土木建築関連処理薬品、重金属固定剤、RO膜薬品、薬注装置、イオン交換樹脂、メンテナンス・サービス、水質分析、ソフトウェアサービス
水処理装置事業	超純水製造装置、純水装置、復水脱塩装置、ろ過装置、純水装置・排水処理装置・各種水処理装置の規格型商品、電子・鉄鋼・石油精製・石油化学・電力・紙・パルプ・食品など各種産業の用水・排水処理装置、排水回収装置、有価物回収装置、バイオガス化設備、海水淡水化装置、プール関連設備、イオン交換樹脂、RO膜、限外ろ過膜、半導体製造プロセス向け機能性洗浄水製造装置、浄水器、超純水供給、再生水供給、メンテナンス・サービス、精密洗浄、化学洗浄、水処理施設の運転・維持管理、土壌・地下水浄化、家庭用飲料水、ソフトウェアサービス

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都中野区中野四丁目10番1号
	大 阪 支 社	大阪府大阪市中央区本町四丁目3番9号
	支 店	東北支店 (宮城県仙台市青葉区)
		名古屋支店 (愛知県名古屋市中区)
		広島支店 (広島県広島市中区)
	生産・研究 開発施設	市原事業所 (千葉県市原市)
		静岡事業所 (静岡県榛原郡吉田町)
		敦賀事業所 (福井県敦賀市)
		高浜事業所 (福井県大飯郡高浜町)
		豊浦事業所 (山口県下関市)
Kurita Innovation Hub (東京都昭島市)		
エンジニアリングセンター (東京都三鷹市)		
子会社	国 内	クリタ・ケミカル製造株式会社 (茨城県ほか)
		株式会社クリタス (東京都、大阪府ほか)
		クリテックサービス株式会社 (大阪府ほか)
	海 外	韓水テクニカルサービス株式会社 (韓国)
		株式会社韓水 (韓国)
		栗田工業 (大連) 有限公司 (中国)
		栗田工業 (蘇州) 水处理有限公司 (中国)
		クリタ・ウォーター (マレーシア) Sdn. Bhd. (マレーシア)
		クリタ (シンガポール) Pte. Ltd. (シンガポール)
		クリタ・ヨーロッパ GmbH (ドイツほか)
		クリタ・ド・ブラジル LTDA. (ブラジル)
		クリタ・アメリカ, Inc. (アメリカ)
		ペンタゴン・テクノロジーズ・グループ, Inc. (アメリカ)

(注) 2023年3月31日時点で当社の営業所は20営業所ありますが、2023年4月1日付にて静岡営業所は静岡駐在所となり、鹿島営業所、京浜営業所は閉鎖しました。その結果、当社の営業所は17営業所となっています。

(9) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
クリタ・ヨーロッパGmbH	50百万ユーロ	100%	水処理薬品の製造・販売
栗田工業（大連）有限公司	550百万円	90.1%	水処理薬品の製造・販売
栗田工業（蘇州）水处理有限公司	530百万円	100%	水処理装置の製造・販売 水処理施設の運転・維持管理
韓水テクニカルサービス株式会社	26,400百万ウォン	100%	水処理装置の製造・販売 水処理施設の運転・維持管理
株式会社韓水	2,500百万ウォン	100%	水処理薬品の製造・販売
クリタ・ウォーター(マレーシア)Sdn.Bhd.	31,600千リンギット	100%	水処理薬品・装置の製造・販売 水処理施設の運転・維持管理
ペンタゴン・テクノロジーズ・グループ, Inc.	2,000米ドル	100%	精密洗浄 クリーンルームの清掃・認証等 機器の製造・販売
クリタ・アメリカ, Inc.	10米ドル	100%	水処理薬品・装置の製造・販売 水処理施設の運転・維持管理
株式会社クリタス	220百万円	100%	水処理施設の運転・維持管理
クリテックサービス株式会社	50百万円	100%	精密洗浄
クリタ・ケミカル製造株式会社	50百万円	100%	水処理薬品の製造

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

【当社グループ】

従業員数	前期末比増減
7,784人	123人増

【当社】

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,624人	49人減	43.2歳	17年8ヶ月

(11) 主要な借入先および借入額 (2023年3月31日現在)

主要な借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	8,532百万円
株式会社りそな銀行	5,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,000百万円

- (注) 1. 上記の借入残高には、借入先の海外現地法人からの借入を含んでおります。
2. 当社は取引金融機関2行と借入限度額20,000百万円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約に基づく当期末における借入実行残高はありません。

(12) 当社グループの現況に関する重要な事項

1) ランドソリューション株式会社との会社分割について

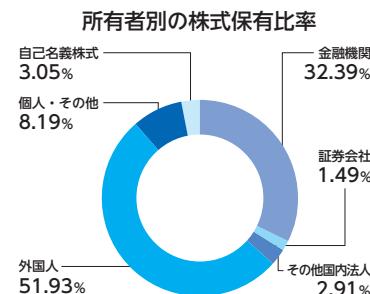
当社は、2023年4月1日に当社の土壌・地下水浄化事業を、当社の子会社であるランドソリューション株式会社に承継させる会社分割を実施しました。本事業をランドソリューション株式会社に承継することにより経営資源を集約し、顧客ニーズに迅速に応える体制を構築するとともに、お客様への最良のソリューションの提供を通じ、本事業の業容拡大と持続的な成長を図ります。

2) 欧州の水処理装置製造・販売会社の株式取得について

当社は、重点市場である電子産業へのグローバルな事業展開に向け、2023年4月27日の取締役会において、当社子会社のクリタ・ヨーロッパ GmbH を通じて、欧州の水処理装置の製造・販売会社である Arcade Engineering GmbH (本社：ドイツ、以下「Arcade社 Germany」)、Arcade Industrie SAS (本社：フランス)、および Arcade Engineering AG (本社：スイス、以下「Arcade社 Switzerland」) の発行済株式の全てを取得し、子会社とすることを決議し、2023年5月2日に株式譲渡契約を締結しました。なお、Arcade社 Germany と Arcade社 Switzerland の株式取得により、その子会社である Arcade社 Engineering (Asia) Pte. Ltd. (本社：シンガポール) の株式も取得します。

2. 当社の株式に関する事項(2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 531,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 116,200,694株
(自己株式3,555,082株を含みます)
- (3) 当期末株主数 20,691名
- (4) 上位10名の株主



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,569千株	14.70%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,146千株	6.34%
日本生命保険相互会社	5,979千株	5.30%
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH/UCITS CLIENTS ASSETS	2,544千株	2.25%
株式会社三菱UFJ銀行	2,056千株	1.82%
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーテ ィー 505234	1,970千株	1.74%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505025	1,777千株	1.57%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505253	1,570千株	1.39%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,514千株	1.34%
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	1,468千株	1.30%

- (注) 1. 上記の表からは当社保有の自己株式を除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出しております。
3. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式244千株 (取締役に対する業績連動型株式報酬信託分) は含めておりません。

(5) 当期に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当する事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

1) 業績連動型株式報酬制度に係る信託による当社株式の保有について

2016年6月29日開催の第80回定時株主総会において決議し導入した、業績連動型株式報酬制度に基づき、当社が金銭を拠出し設定した株式交付信託の仕組みにより取得し、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、2023年3月31日現在において244,657株です。

3. 会社役員(当社)に関する事項(2023年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
門田道也	代表取締役社長	
江尻裕彦	代表取締役専務	国内営業本部長 兼 ケミカル事業管掌
山田義夫	常務取締役	イノベーション本部長
鈴木恭男	常務取締役	グローバル営業本部長 兼 グローバル事業管掌
城出秀司	取締役	経営管理本部長
天野克也	取締役	グループ生産本部長 兼 プラント事業管掌
杉山涼子	取締役(社外取締役)	株式会社岐阜新聞社 社主・代表取締役 レシップホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社UACJ 社外取締役 公益財団法人岐阜杉山記念財団 理事長
田中径子	取締役(社外取締役)	株式会社日産フィナンシャルサービス 常務執行役員
鎌居健一郎	取締役(社外取締役)	
宮崎正啓	取締役(社外取締役)	
小林賢次郎	常勤監査役(社外監査役)	
武藤幸彦	常勤監査役	
多田敏明	監査役(社外監査役)	日比谷総合法律事務所 弁護士 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 監査役

- (注) 1. 2022年6月29日開催の第86回定時株主総会において、新たに天野克也、宮崎正啓の両氏が取締役に選任され就任しました。
 2. 取締役 杉山涼子、田中径子、鎌居健一郎、宮崎正啓の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役 小林賢次郎および多田敏明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役 小林賢次郎氏は、当社監査役に就任するまで27年間日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行)において投融資業務等を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役 武藤幸彦氏は、当社において財務経理部に16年間所属し財務および会計に関する業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 2023年4月1日付で取締役の地位および担当を以下のとおり変更しております。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
門田道也	代表取締役会長	
江尻裕彦	代表取締役社長	
鈴木恭男	常務取締役	リージョン統括本部長 兼 一般水処理事業管掌
天野克也	取締役	電子産業事業部長 兼 電子事業管掌
山田義夫	取締役	社長付

7. 社外取締役である杉山涼子、田中径子、鎌居健一郎および宮崎正啓ならびに社外監査役である小林賢次郎および多田敏明の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 杉山涼子、田中径子、鎌居健一郎、宮崎正啓および社外監査役 多田敏明の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者です。

(4) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

1) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役および監査役の報酬の決定に関する基本的な考え方を次のとおり定め、報酬等を決定するものとしております。

取締役および監査役の報酬の決定に関する基本方針

1. 企業理念の実現に向けて、多様な能力・経験等を持つ優秀な人材を獲得・保持できる報酬とする。
2. 持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、業績および中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とする。
3. 報酬決定の客観性が担保され、かつ、透明性の高い報酬決定プロセスとする。

【各方針のねらい】

- ・企業理念の実現に向けて、当社の経営の監督と執行を担い得る優秀な人材を確保できる報酬体系、報酬水準とします。
- ・中長期的な企業価値の向上および株主等のステークホルダーからの期待や要請も考慮に入れた、持続的な成長に向けた健全な動機付けとして機能する報酬制度とします。
- ・指名・報酬諮問会議の活用により、外部報酬データを参照した定期報酬水準確認プロセスを設定する他、会社法等役員報酬に係る法令を遵守した客観性、透明性の高い報酬決定プロセスとします。

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問会議に諮問し、答申を受けております。

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬としての固定報酬と業績結果を反映するインセンティブ報酬で構成しております。監督機能を担う社外取締役および監査役の報酬体系は、固定報酬制としております。固定報酬は、取締役においては役位別に、監査役においては勤務形態別に定めた額とし、その一部は、取締役・監査役が株主と株価変動リスクを共有するために役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当しております。インセンティブ報酬は、取締役（社外取締役を除く）に対する継続的な業績向上による企業価値向上へのインセンティブとなるよう、年度事業計画の達成度や各自の担当職務等に対する評価に応じて増減する短期インセンティブ報酬と、在任期間中の業績および役位に応じて退任時に株式が交付される長期インセンティブ報酬で構成しております。

取締役会議長は、取締役・監査役の報酬体系・水準および取締役（社外取締役を除く）の業績評価について、あらかじめ指名・報酬諮問会議に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問会議の答申を踏まえ、株主総会で定めた総額の範囲内で取締役の報酬を決定します。指名・報酬諮問会議は、社外取締役4名、常勤社外監査役および社長の6名で構成し、社外取締役の杉山涼子氏が議長を務めております。これらにより、取締役会は当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

各監査役の報酬は監査役の協議により配分を決定しております。

2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2021年6月29日開催の第85回定時株主総会において年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）として、2013年6月27日開催の第77回定時株主総会に遡って改定することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は1名）です。また、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬（長期インセンティブ報酬）を、2016年6月29日開催の第80回定時株主総会において、上記の報酬とは別枠で支給することと決議いただいております。当該決議の内容の概要は「4）業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項」に記載のとおりです。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名です。

監査役の報酬額は、2008年6月27日開催の第72回定時株主総会において年額110百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

3) 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の種類別の総額			
		固定報酬	業績連動報酬等		合 計
			短期インセンティブ報酬（金銭報酬）	長期インセンティブ報酬（株式報酬）	
取 締 役	6名（社外取締役を除く）	248百万円	33百万円	137百万円	419百万円
	4名（社外取締役）	51百万円	—	—	51百万円
	計10名	300百万円	33百万円	137百万円	471百万円
監 査 役	3名（社外監査役2名を含む）	81百万円	—	—	81百万円
うち社外役員	6名	99百万円	—	—	99百万円

(注) 1. 短期インセンティブ報酬については給付する予定額を、長期インセンティブ報酬については株式交付ポイントの付与に係る額を当期末に引当金等繰入額として計上し、上記に記載しております。

2. 上記の取締役の報酬等の額のほか、取締役に前期に係る短期インセンティブ報酬61百万円を給付しております。

4) 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬として、取締役（社外取締役を除く）に短期インセンティブ報酬および長期インセンティブ報酬を支給しております。

短期インセンティブ報酬は、連結業績連動報酬、各取締役の担当職務業績報酬およびその他貢献報酬で構成しております。連結業績連動報酬に係る業績指標は、連結営業利益の計画達成率としております。各取締役の担当職務業績報酬については、親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）や担当部門の連結売上高事業利益率の対計画差等を業績指標としております。その他貢献報酬については、当事業年度の業績に反映されない企業体質の強化やM&A等の大型投資案件の実施等を業績指標としております。また、当事業年度からは、社会価値を起点とした事業運営を加速し、社会価値の実現を通じて企業価値を向上させることを目指し、CSVビジネスに紐づく顧客節水貢献量、顧客排出CO₂削減貢献量、顧客排出産廃削減貢献量の計画達成率という環境に関する3つの指標をその他貢献報酬の評価の観点に追加し運用を開始しております。短期インセンティブ報酬の額の算定方法は、固定報酬の12分の1の金額に、予め定めた各報酬の業績指標に対する達成度に応じて変動する係数を乗じて算出するものとしております。

なお、短期インセンティブ報酬に係る指標のうち、業績連動報酬の対象となる全取締役に適用される連結業績連動報酬については連結営業利益の計画達成率100%を中心に10%刻みの4段階に分けた水準を業績指標としております。当期における連結営業利益の計画達成率は4段階評価の最下段の評価となっております。

長期インセンティブ報酬は、在任期間中の業績および役位に応じてポイントが付与され、退任時に累積ポイント数に相当する数の当社普通株式が交付される「業績連動型株式報酬制度」を導入しております。各取締役に付与されるポイント数は1ポイントを当社株式1株とし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度あたり80,000ポイントを上限としております。長期インセンティブ報酬は、親会社の所有者に帰属する当期利益を業績指標としております。当期における実績は5段階評価で上から3段階目の評価となっております。

業績連動報酬の指標として、連結営業利益、連結売上高事業利益率、および親会社の所有者に帰属する当期利益等を選択した理由は、業績結果が直接反映される経営指標であり、かつ株式市場の関心も高い指標であるためです。

なお、当期を含む業績指標の推移は「1. (5) 損益および財産の状況の推移」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

- 重要な兼職の状況については、前記「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりです。なお、杉山涼子、田中径子および多田敏明の各氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
杉山涼子	社外取締役	<p>当期に開催された取締役会13回のうち12回（出席率92％）に出席しております。環境・廃棄物に関する専門家であり、複数の上場企業の社外取締役等の経営経験を有しており、議案の審議や報告事項の確認の全般にわたり、社外の視点から質問し意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬諮問会議7回および後継者育成会議4回のすべてに議長として出席し、客観的・中立的立場で職責を果たしております。</p>
田中径子	社外取締役	<p>当期に開催された取締役会13回のすべて（出席率100％）に出席しております。当社グループと異なる事業分野で活躍し、広報・マーケティング等の幅広い知識と国際経験に基づき、議案の審議や報告事項の確認の全般にわたり、社外の視点から質問し意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬諮問会議7回および後継者育成会議4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で職責を果たしております。</p>
鎌居健一郎	社外取締役	<p>当期に開催された取締役会13回のすべて（出席率100％）に出席しております。当社グループと異なる事業分野で活躍し、DX・開発分野における専門性や複数の企業における経営経験に基づき、議案の審議や報告事項の確認の全般にわたり、社外の視点から質問し意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬諮問会議7回、後継者育成会議4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で職責を果たしております。</p>
宮崎正啓	社外取締役	<p>2022年6月29日開催の第86回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会10回のすべて（出席率100％）に出席しております。電子産業を中心にグローバルに展開する企業集団において、代表執行役社長等の要職を国内外で歴任した経験に基づき、議案の審議や報告事項の確認の全般にわたり、社外の視点から質問し意見を述べております。</p> <p>また、2022年6月29日開催の第86回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された指名・報酬諮問会議5回、後継者育成会議3回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で職責を果たしております。</p>
小林賢次郎	社外監査役	<p>当期に開催された取締役会13回および監査役会11回のすべて（出席率各100％）に出席しております。常勤監査役として日常的な監査を行うとともに、取締役会、監査役会の他重要な会議では、財務、会計の専門的な観点などから意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬諮問会議7回および後継者育成会議4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で職責を果たしております。</p>
多田敏明	社外監査役	<p>当期に開催された取締役会13回および監査役会11回のすべて（出席率各100％）に出席しております。主に弁護士としての専門的な観点から、意見を述べております。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当社の当期に係る報酬等の額	75百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	90百万円

- (注) 1. 「当社の当期に係る報酬等の額」に記載の支払額は、当社と会計監査人との監査契約に基づいた額であります。なお、本支払額は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額とを明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、それらの合計額となっております。
2. 「当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」には、非監査業務として社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度の監査実績の評価、職務遂行状況ならびに報酬見積りの算定根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意しております。
4. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制および独立性ならびに専門性などを評価し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分	金 額
【資産の部】	
流動資産	196,416
現金及び現金同等物	50,468
売上債権及び契約資産	118,520
有価証券・3か月超預金	2,838
製品	8,132
仕掛品	1,598
原材料・貯蔵品	7,116
その他	7,743
非流動資産	305,121
有形固定資産	178,737
建物・構築物	48,417
機械装置・運搬具	91,526
土地	6,766
建設仮勘定	25,366
その他	6,660
使用権資産	21,928
無形資産	77,517
のれん	60,413
ソフトウェア	5,644
顧客・技術関連資産	11,038
その他	422
金融その他の資産	26,937
投資有価証券	8,872
持分法で会計処理されている投資	1,283
繰延税金資産	9,984
その他	6,797
資産合計	501,538

区 分	金 額
【負債の部】	
流動負債	109,468
仕入債務及び契約負債	40,197
社債及び借入金	28,998
未払金・未払費用	23,406
未払法人所得税等	6,018
引当金	2,301
その他	8,546
非流動負債	96,310
社債及び借入金	48,758
リース負債	18,016
退職給付に係る負債	17,321
その他の金融負債	851
その他	11,361
負債合計	205,778
【資本の部】	
親会社の所有者に帰属する持分	293,975
資本金	13,450
資本剰余金	△608
自己株式	△10,638
その他の資本	14,132
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	4,231
キャッシュ・フロー・ヘッジ	222
在外営業活動体の換算差額	9,678
利益剰余金	277,639
非支配持分	1,784
資本合計	295,759
負債・資本合計	501,538

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金 額
売上高	344,608
売上原価	224,911
売上総利益	119,696
販売費・一般管理費	81,106
その他の収益	1,564
その他の費用	11,095
営業利益	29,058
金融収益	1,990
金融費用	1,077
持分法による投資利益	179
税引前利益	30,151
法人所得税費用	9,473
当期利益	20,677
非支配持分に帰属する当期利益	543
親会社の所有者に帰属する当期利益	20,134

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分	金 額
【資産の部】	
流動資産	81,309
現金及び預金	12,930
受取手形	4,828
売掛金	27,860
契約資産	26,710
製品	861
仕掛品	918
原材料	1,278
短期貸付金	1,454
その他	4,468
貸倒引当金	△1
固定資産	315,098
有形固定資産	151,470
建物及び構築物	39,354
機械装置及び運搬具	81,539
土地	3,980
リース資産	1,009
建設仮勘定	21,610
その他	3,976
無形固定資産	9,455
ソフトウェア	4,882
技術関連資産	4,520
その他	53
投資その他の資産	154,171
投資有価証券	8,197
関係会社株式	99,197
関係会社出資金	30,580
長期貸付金	3,273
繰延税金資産	7,405
その他	5,632
貸倒引当金	△114
資産合計	396,407

区 分	金 額
【負債の部】	
流動負債	75,404
買掛金	16,591
コマーシャル・ペーパー及び借入金	25,000
未払金及び未払費用	11,803
未払法人税等	2,272
契約負債	2,539
預り金	14,116
賞与引当金	1,077
その他	2,003
固定負債	69,014
社債及び借入金	48,000
リース債務	913
退職給付引当金	11,528
その他	8,573
負債合計	144,419
【純資産の部】	
株主資本	248,967
資本金	13,450
資本剰余金	11,475
資本準備金	11,475
利益剰余金	234,680
利益準備金	2,919
その他利益剰余金	231,760
固定資産圧縮積立金	773
別途積立金	208,980
繰越利益剰余金	22,006
自己株式	△10,638
評価・換算差額等	3,020
その他有価証券評価差額金	3,836
繰延ヘッジ損益	△1
土地再評価差額金	△813
純資産合計	251,988
負債・純資産合計	396,407

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金 額
売上高	134,046
売上原価	92,572
売上総利益	41,474
販売費・一般管理費	32,592
営業利益	8,881
営業外収益	12,375
受取利息・配当金	6,944
その他	5,431
営業外費用	1,493
支払利息	159
その他	1,333
経常利益	19,763
特別利益	8,229
投資有価証券売却益	7,138
デリバティブ取引差益	1,090
税引前当期純利益	27,993
法人税・住民税・事業税	6,926
法人税等調整額	△879
当期純利益	21,946

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

栗田工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 磨紀郎 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 興市郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、栗田工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、栗田工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

栗田工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 磨紀郎 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 興市郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栗田工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、内部統制システム（財務報告に係る内部統制を含む）及びリスクマネジメント体制の構築及び運用の状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において全社的な内部統制は有効に機能しており、業務プロセスに係る内部統制も開示すべき重要な不備がない旨の報告を太陽有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

栗田工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 小 林 賢次郎 ㊞

常勤監査役 武 藤 幸 彦 ㊞

社外監査役 多 田 敏 明 ㊞

トピックス

第87期の主な活動

BCP

大阪支社移転

当社グループにおける災害リスクに対する安全確保とイノベーションの創出を促す新オフィスを実現すべく、大阪支社を移転しました。



DX

製鉄所などの原料ヤード管理のDXに向け協創開始

株式会社日立製作所と製鉄所などの原料ヤード管理のDXに向けて協創を開始しました。

本協創では、当社が有する原料改質技術・ノウハウや製鉄所のプロセスに関する豊富な知見と、株式会社日立製作所のドローン活用技術やAIによるデータ解析技術・ノウハウを掛け合わせ、原料の水分変動を予測し、リスク管理に繋げる新たなソリューションの開発を両社で推進していきます。

水分に起因するリスクを可視化することで、原料改質技術をタイムリーに適用することができ、製鉄所における生産性の向上や安全性の改善、さらには燃料の使用量低減によるCO₂排出量の削減に貢献します。

研究開発拠点「Kurita Innovation Hub (クリティノベーションハブ)」を開設

4月

5月

6月

7月

8月

9月

2022

2022年3月期決算発表

第86回定時株主総会
期末配当金支払い開始

2023年3月期
第1四半期決算発表

ペンタゴン・テクノロジーズ・グループ、
Inc.を完全子会社化

ESG

「GXリーグ基本構想」に賛同

経済産業省が公表した「GX*リーグ基本構想」に賛同しました。

クリタグループは気候変動問題を世界共通で取り組むべき喫緊の課題と捉えており、事業活動に伴って発生する温室効果ガス(GHG)および事業を通してお客様におけるGHG排出削減に取り組んでいます。

*GX(グリーントランスフォーメーション)とは、カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること)にいち早く移行するための経済社会システム全体の変革のこと

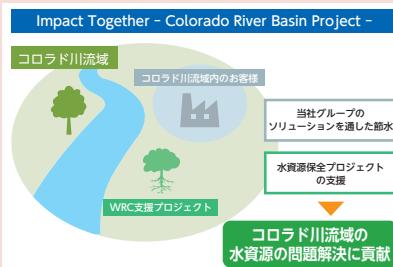
ESG

コロラド川流域の水資源保全に向けたキャンペーンを開始

北米コロラド川流域の水資源保全に向けたキャンペーン「Impact Together - Colorado River Basin Project -」を開始しました。

クリタグループのアピスタ・テクノロジーズ、Inc.が、同流域に拠点を持つお客様の節水に貢献するとともに、推定節水量に応じた金額を、同流域での水資源保全活動に対し支援金として拠出します。

また、2023年3月にはブラジルにおいて、第2弾のキャンペーンを開始しています。



イノベーション

水処理プラントの自動設計アプリケーションのβ版開発完了および運用開始

当社グループのフラクタリー社との共同による、水処理産業のDXを目指す「メタ・アクアプロジェクト」にて、水処理プラントの設計を自動化するアプリケーションの「β版[®]」を開発し、運用を開始しました。本アプリケーションを運用することで、プラントの「基本設計」の業務量は約6割が削減され、所要期間も約4割が短縮される見通しです。設計案を高速に取捨選択できることになり、ライフサイクルコストの最適化、環境負荷抑制を含めたライフタイムバリューの向上にもつながります。

2023年以降も順次ラインナップの拡充を進めており、引き続き水処理産業のデジタル変革を目指します。

※β版とは、正式版を配布する前に、主に試用のために提供されるバージョンのこと

社会貢献

「第20回 高校生・高専生科学技術チャレンジ（JSEC2022）」に協賛

科学技術の自由研究コンテスト「第20回 高校生・高専生科学技術チャレンジ（JSEC2022）」が開催されました。その中から水と環境に関わる優れた研究に対し「栗田工業賞」を贈呈しました。

10月

11月

12月

1月

2月

3月

2023

2023年3月期
第2四半期決算発表

中間配当金支払い開始

2023年3月期
第3四半期決算発表

ダイバーシティ

「えるぼし認定（3つ星）」を取得

女性活躍推進法に基づき行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を厚生労働大臣が認定する「えるぼし認定」において、「3つ星」を取得しました。



国内

「Kurita Innovation Hub」施設見学会を実施

2023年1月に機関投資家・アナリストおよび個人株主を対象に、「Kurita Innovation Hub（クリタイノベーションハブ、以下「KIH」）」の施設見学会を実施しました。

KIHは、当社グループにおけるイノベーション創出の中核拠点であり、さまざまなステークホルダーとの交流・協働を通じてイノベーション創出の加速を図っています。



トピックス

クリタグループのサステナビリティへの取り組み

クリタグループは、自然環境や社会システムの中に企業活動を位置づけ、これらとの相互影響を踏まえて持続的成長を図ることがサステナビリティであると捉え、サステナビリティを経営の中核に据えて取り組んでいます。

クリタグループは、新中期経営計画の開始にあたり、企業ビジョンを「持続可能な社会の実現に貢献する『水の新たな価値』の開拓者」と改めました。

そして、この企業ビジョンの実現に向けた重要課題を、サステナビリティに関するグローバルな課題を踏まえて改めて特定し「クリタグループのマテリアリティ」として以下の8つを定めました。それぞれのマテリアリティには指標・目標が設定されており、新中期経営計画ではこれらの達成に向けた取り組みに注力していきます。

共通価値テーマ	基礎テーマ
1. 水資源の問題解決 2. 脱炭素社会実現への貢献 3. 循環型経済社会構築への貢献	4. 革新的な製品・技術・ビジネスモデルの開発と普及 5. 戦略的な人材育成と活用 6. 高い品質と安全性の製品・サービスの提供 7. 人権を尊重した事業活動 8. 公正な事業活動



(Environment : 環境) に関する取り組み

気候変動問題への取り組み

クリタグループは、気候変動問題を世界共通で取り組むべき喫緊の課題と捉えており、事業活動に伴って発生する温室効果ガス（GHG）排出の継続的な削減と、お客様へのソリューション提供を通じたGHG排出削減の支援に取り組んでいます。

「クリタグループのマテリアリティ」のテーマ2は、気候変動問題への取り組みです。従来よりもさらに挑戦的な目標として、2030年度におけるScope1+2の排出量を100%削減、Scope3*1の排出量を30%削減（双方とも2019年度比）を定めるとともに、2050年度においてはScope1+2および3をそれぞれ国際的な標準に沿って「Net-Zero」*2の実現を目指すこととしました。

新中期経営計画では、これら目標の達成に向けたマイルストーンとして、以下の目標を設定し、Scope1および2の削減については再生可能エネルギーや電気自動車の採用推進、Scope3の削減についてはCSVビジネスの創出と推進に取り組んでいきます。

マテリアリティ	意味するところ、取り組みの方向性	指標	目標（年度）				
			2023	2025	2027	2030	2050
2. 脱炭素社会 実現への貢献	産業・社会における温室効果ガスの削減に資するソリューションの開発・提供、低炭素な事業活動の実践により、サプライチェーン全体で脱炭素社会の実現に貢献する。	Scope1+2の削減割合（2019年度比）	17%	52%	73%	100%	Net-Zero
		Scope3の削減割合（2019年度比）	11%	17%	22%	30%	Net-Zero
		CSVビジネスによるGHG削減貢献量	630千t	1,000千t	1,500千t		

※1：Scope1：事業活動に伴う直接排出量、Scope2：事業活動で使用した熱・エネルギーの製造段階における間接排出量、Scope3：事業活動に関連する他社からの間接排出量。

※2：科学的根拠に基づいたGHGの排出削減目標達成を推進するイニシアチブであるSBTiが定義するNet-Zero目標に準拠した目標。



(Social : 社会) に関する取り組み

人的資本（人材の多様性を含む）への取り組み

クリタグループは、新中期経営計画におけるクリタグループのマテリアリティの1つとして、新たに人的資本に関する取り組みを定めました。

マテリアリティ	意味するところ、取り組みの方向性	指標	目標（年度）		
			2023	2025	2027
5. 戦略的な人材育成と活用	企業理念に共感する多様な人材の、育成を含めた確保と活用を通じ、一人ひとりが能力を発揮し、顧客価値の最大化と社会との共通価値の創造に取り組む企業グループであり続ける。	エンゲージメントスコア（a. 全業種平均を上回る会社の割合、b. 調査した会社全体でのスコア）	a. 50% b. 前回調査以上	a. 65% b. 前回調査以上	a. 75% b. 前回調査以上
		栗田工業の業務執行に係る経営層に占める〔女性、外国人、経験者採用者〕の割合	30%	35%	40%
		開発者、デジタル人材、知財人材の充足度	65%	75%	80%

戦略的な人材育成と活用へ向けた2022年度の活動状況は表の通りとなります。

2022年度活動状況

組織文化の醸成	クリタグループのD&Iビジョン ^{※1} を実践するに当たり、本ビジョンを浸透させるため「D&Iビジョン説明動画」の視聴や職場・グループ討議などの取り組みをグループ全体に展開し、D&Iの認知と意識づけを強化したことにより、当社グループ全体でのD&Iビジョンの理解度は93%に達しています。また、2021年に実施した従業員エンゲージメント調査の結果を基に、各本部で本部長や部門長などの幹部層が参加する座談会や活動発表会などを実施し、クリタグループが目指す組織文化の醸成に向けた取り組みを推進しました。
中核人材の多様性確保	<p>〈女性活躍推進〉 女性管理職登用計画の具体化や管理職・専門職を志向する女性支援として、管理職登用時期までの段階の異なる不安に沿った段階別のワークショップ、女性専門職の経験を共有する座談会などの取り組みを通じ、当社の女性管理職割合は2018年度の1.1%から4.2%（2023年4月時）に増加しています。なお、クリタグループでの女性管理職割合は13.2%です。</p> <p>〈外国人を含むグローバル人材^{※2}〉 クリタグループでは、当社の本社機能が海外事業会社と連携して業務を行うこと、海外事業会社の幹部に現地社員を登用することで、多様な国・地域の思考を取り入れた事業運営を指向しています。これに基づき育成や登用を進め、本社機能の管理職相当に占めるグローバル人材割合は32%に達しています。</p> <p>〈経験者採用〉 当社では、事業の展開に合わせた即戦力人材として経験者採用を積極的に行い、管理職等への登用も進めています。社員全体に占める経験者採用者の割合を現状の約10%から2030年度には30%程度まで引き上げていく予定です。</p>
その他	<p>〈男性の育児参画促進〉 育児に関する相談窓口の設置や制度の周知、男性社員に向けたアンケートの実施・結果共有などの取り組みを通じ、当社の男性育児休職取得率は68%、平均取得日数は23日となっています。</p>

※1：水と環境を大切に想う多様な人々が、互いの違いを受け入れ、相互作用することで、独自の価値を創造し続ける企業グループ。

※2：外国人、海外駐在経験者、海外業務経験者、英語で実務を行える者等。経験は3年以上。



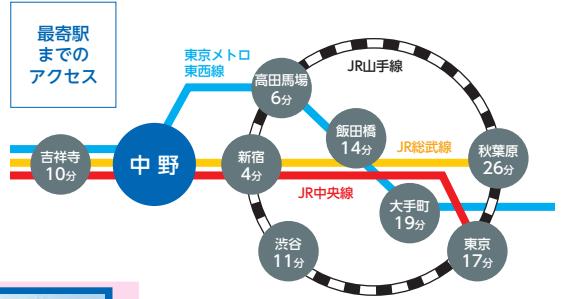
(Governance : 企業統治) に関する取り組み

クリタグループは、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定ならびに実効性の高い経営の監督の実現を目指し、コーポレートガバナンスの確立に努めています。また、一層のコーポレートガバナンスの強化を企図して、本株主総会において決議いただくことをもちまして、指名委員会等設置会社へ移行いたします。経営の執行と監督が明確に分離した体制とすることで、経営の執行機能と監督機能、両機能の強化を図り、持続的な成長とさらなる企業価値の向上を実現していきます。

定時株主総会会場ご案内図

会場 中野セントラルパーク イースト 10階 当社会場
 受付開始：午前9時
 東京都中野区中野四丁目10番1号

交通 JR中央線・総武線、東京メトロ東西線
 「中野」駅下車 北口より 徒歩約5分



10階

フロア図
 (株主総会会場)



※会場内では係員がご案内いたしますので、前列からご着席くださいますようお願いいたします。

※会場内での写真撮影、録音、携帯電話のご使用はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※1階で受付をされてから10階株主総会会場にお越しください。



1階

フロア図
 (株主総会受付順路)

中野駅前 正面玄関
 入口



※喫煙場所は当ビルおよび10階会場にはございません。
 ※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。